

07.52

個人又は法人を対象とした手数料等の減免について（特施令9条、手数料令1条の2）（特）

1. 減免の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、減免に係る申請書を提出する日において同表の第2欄の要件に該当する者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料の減免に係る申請書を提出した場合には、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う（特109条、195条の2、特施令9条、11条1項、12条1項、2項、手数料令1条の2、1条の3第1項、1条の4第1項、2項）。

なお、減免に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に（特許料の免除を受ける者にあつては、特許法第108条第1項に規定する期間内に）提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	1 / 2 に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	1 / 2 に軽減

2. 申請書に添付する証明書^{注2}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる(特施規74条柱書)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

(1) 個人の場合

「表2」の要件のいずれかに該当する個人が、申請書に添付する証明書は、同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条1号から4号)。

「表2」

要 件	証 明 書
ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ. 市町村民税が課せられていないこと (注1)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ. 所得税が課せられていないこと (注2)	所得税非課税証明書 (写しも可)
エ. 事業税が課されていないこと (注3)	事業税に係る納税証明書 (写しも可)

(注1) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること(手数料令1条の2第1号ロ、特施令9条1号ロ、特施規70条1項、2

項)。

(注2) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること(手数料令1条の2第1号ハ、特施令9条1号ハ、特施規70条1項、3項)。

(注3) 非居住者については、所得税法第26条及び第27条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が290万円以下であること(手数料令1条の2第1号ニ、特施令9条1号ニ、特施規70条4項、5項)。

(2) 法人の場合

「表3」のア.からウ.までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付する証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条5号)。

「表3」

法人の類型	要件及び証明書		
	ア. 資本金3億円以下であること(注1)	イ. 法人税が課せられていないこと	ウ. 他の法人による特定支配関係がないこと(注5)
会社 株式会社 特例有限会社 合同会社 合名会社 合資会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表(注2)	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書(写しも可)(注3)(注4)	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿(注4)
一般財団法人・ 一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同上	不要
協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表(注2)	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿(注4)
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同上	不要

(注1) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業

- 年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(手数料令1条の2第2号イ、特施令9条2号イ、特施規71条1項)。
- (注2) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。
- (注3) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。
- (注4) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとする。
- (注5) 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。
- a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
 - b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

(改訂令和2・4)

注¹ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

注² 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規10条1項、2項)。